

第14期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2024年6月25日（火曜日）
午前10時

場所 福岡市博多区住吉一丁目2番82号
グランド ハイアット 福岡
3階 ザ・グランド・ボールルーム

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)
7名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

目次

第14期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	13
連結計算書類	34
計算書類	49
監査報告書	56

本株主総会では、お土産の配布および株主懇談会の開催はございません。
あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

招集ご通知

証券コード 3166
2024年6月3日
(電子提供措置の開始日2024年5月31日)

株主各位

福岡市中央区那の津三丁目12番20号



代表取締役 越智通広
社長執行役員

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）については、後記「4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」に掲載しておりますので、アクセスいただき、ご確認くださいようお願い申し上げます。



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月24日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 福岡市博多区住吉一丁目2番82号
グランド ハイアット 福岡 3階 ザ・グランド・ボールルーム
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第14期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第14期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト

項番	ウェブサイト名およびURL
1	当社ウェブサイト https://www.ochiholdings.co.jp/stockholder/library/summon/ 「第14期定時株主総会招集ご通知」をご覧ください。 
2	東証上場会社情報サービス（東京証券取引所） https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show 銘柄名(会社名) または証券コードを入力・検索し、基本情報、縦覧書類/PR情報を選択ください。 
3	株主総会ポータル®（三井住友信託銀行） https://www.soukai-portal.net 同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ID・パスワードをご入力ください。 <small>※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。</small>

※各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態となることがございます。
閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認いただくか、時間をおいて再度アクセスしてください。

5. 招集にあたっての決定事項


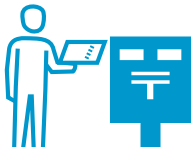

- (1) インターネット等による方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。
- (2) インターネット等による方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行なわれたものを有効なものとしたします。
- (3) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取扱わせていただきます。

以 上

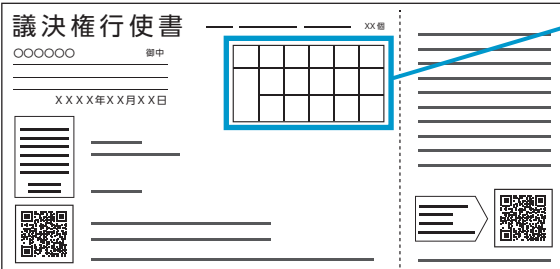
-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 本株主総会では、お土産の配布および株主懇談会の開催はございません。
 - 当日は環境に配慮してクールビズにて実施させていただきます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記「4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」にその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

<p style="text-align: center;">株主総会にご出席する方法</p>  <p>当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p style="text-align: center;">株主総会開催日時</p> <p style="text-align: center;">2024年6月25日（火曜日） 午前10時</p>	<p style="text-align: center;">書面（郵送）で議決権を行使する方法</p>  <p>同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示いただき、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取扱わせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">行使期限</p> <p style="text-align: center;">2024年6月24日（月曜日） 午後5時30分到着分まで</p>	<p style="text-align: center;">インターネットで議決権を行使する方法</p>  <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p style="text-align: center;">行使期限</p> <p style="text-align: center;">2024年6月24日（月曜日） 午後5時30分まで</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議決権行使書のご記入方法のご案内



議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 届中

XXXX年XX月XX日

第1号議案 第3号議案

賛成の場合 [賛] の欄に○印

反対する場合 [否] の欄に○印

第2号議案

全員賛成の場合 [賛] の欄に○印

全員反対する場合 [否] の欄に○印

一部の候補者を [賛] の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案 第3号議案

賛成の場合 → [賛] の欄に○印

反対する場合 → [否] の欄に○印

第2号議案

全員賛成の場合 → [賛] の欄に○印

全員反対する場合 → [否] の欄に○印

一部の候補者を [賛] の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

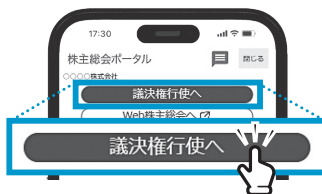
インターネット行使期限
2024年6月24日（月）午後5時30分まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

（受付時間 午前9時～午後9時）



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

■「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」の利用について

機関投資家の皆様は、(株)ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

事業内容の多様化に対応するために、事業目的の一部の変更を行なうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、本議案における定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第3条 当会社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配および管理することを目的とする。</p> <p>① 建設資材の販売</p> <p>② 住宅設備機器の販売</p> <p>③ 建設工事の請負、企画、設計、施工および監理</p> <p>④ 建設コンサルタント業</p> <p>⑤ 家庭用の電気製品、金物および日用品の販売</p> <p>⑥ 繊維製品卸・小売業</p> <p>⑦ 業務用の冷凍冷蔵機器、空調設備、厨房機器の販売および設置工事</p> <p>⑧ 木材の加工、製造販売</p> <p>⑨ 電気絶縁材料、工業用電気機械器具および耐熱材料の販売</p> <p>⑩ 介護保険法に基づく居宅介護支援、訪問介護および短期入所生活介護事業</p> <p>⑪ ガソリンスタンドおよび車両の整備</p> <p>⑫ 下水道処理施設維持管理業</p> <p>⑬ 飲食業</p> <p>⑭ 不動産の売買、賃貸、仲介および管理</p> <p>⑮ 損害保険代理業</p> <p>⑯ 住宅瑕疵担保責任保険に関する契約の媒介または業務の取次ぎ</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>⑰ 前各号に附帯関連する一切の事業</p>	<p>(目 的)</p> <p>第3条 当会社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配および管理することを目的とする。</p> <p>①～⑰ (現行どおり)</p> <p>⑰ 労働者派遣事業</p> <p>⑱ (現行どおり)</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営監督機能の強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から指摘すべき事項はない旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位および担当	候補者属性
1	おち 越智 通広 おち 越智 通広	代表取締役社長執行役員	再任
2	おち 越智 通信 おち 越智 通信	取締役執行役員営業本部長兼加工事業部長	再任
3	たなか 田中 翔基 たなか 田中 翔基	取締役執行役員物流・情報システム本部長 兼情報システム部長	再任
4	たにかわ 谷川 満 たにかわ 谷川 満	取締役執行役員管理本部長兼人事部長	再任
5	なかがき 中垣 一史 なかがき 中垣 一史	取締役	再任 社外 独立
6	まつなが 松永 秀 まつなが 松永 秀		新任 社外 独立
7	ぐしま 具島 三佳 ぐしま 具島 三佳		新任 社外 独立

- (注) 1. 取締役候補者越智通広氏は、越智産業㈱の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社より経営指導業務を受託しております。
2. 上記以外の取締役候補者は、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 中垣一史、松永秀および具島三佳の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 中垣一史氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は中垣一史氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、再任が承認された場合は、契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
6. 当社は松永秀および具島三佳の両氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
8. 当社は中垣一史氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定める独立役員として届け出ており、再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
9. 当社は松永秀および具島三佳の両氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
10. 具島三佳氏の戸籍上の氏名は、鈴木三佳であります。

候補者
番号

1

お ち みちひろ
越智 通広

(1957年3月8日生)

所有する当社株式の数：2,878,842 株

再 任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年4月 ㈱福岡銀行入行
1987年6月 越智産業㈱入社
1989年7月 同社取締役経理部長
1991年6月 同社代表取締役社長（現任）
2010年10月 当社代表取締役社長
2015年12月 当社代表取締役社長社長執行役員
2021年6月 当社代表取締役社長執行役員（現任）

重要な兼職の状況

越智産業㈱代表取締役社長

取締役候補者とした理由

1991年から越智産業㈱の代表取締役、2010年からOCH Iホールディングス㈱の代表取締役として当社グループの経営をリードし、経営者としての豊富な経験と実績、見識を有しており、当社の持続的な企業価値の向上を実現するにあたり、取締役として適任であると判断いたします。

候補者
番号

2

お ち みちのぶ
越智 通信

(1962年8月12日生)

所有する当社株式の数：81,392 株

再 任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月 エッソ石油㈱（現 ENEOS ㈱）入社
1990年4月 越智産業㈱入社
2006年6月 同社取締役
2010年10月 当社取締役経営企画部長
2014年4月 越智産業㈱取締役常務執行役員グループ会社統括（現任）当社取締役建材事業部長
2015年12月 当社取締役執行役員建材事業部長
2018年4月 当社取締役執行役員木材・建材部長
2020年7月 当社取締役執行役員木材・建材部長兼エンジニアリング事業部長
2020年10月 当社取締役執行役員木材・建材部長
2023年11月 当社取締役執行役員営業本部長兼建材事業部長兼加工事業部長
2024年1月 当社取締役執行役員営業本部長兼建材事業部長
2024年4月 当社取締役執行役員営業本部長兼加工事業部長（現任）

取締役候補者とした理由

営業部門、管理部門双方において豊富な業務経験を有しており、各事業部門の営業全般を統括しております。成長分野、成長地域における営業基盤の強化をはじめとする経営改革を着実に推し進めており、当社の持続的な企業価値の向上を実現するにあたり、取締役として適任であると判断いたします。

候補者番 号 3 ^{た な か} 田中 ^{し ょ う き} 翔基 (1988年7月30日生)

所有する当社株式の数：200 株

再 任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2013年4月 三菱電機(株)入社
2016年4月 当社入社
2021年4月 当社経営企画部長
2022年6月 当社執行役員経営企画部長
2023年4月 当社執行役員経営企画部長兼情報システム部長
2023年6月 当社執行役員情報システム部長
2023年6月 当社取締役執行役員情報システム部長
2024年4月 当社取締役執行役員物流・情報システム本部長兼情報システム部長 (現任)

取締役候補者とした理由

経営企画部門にて、中期経営計画の策定と推進、M&A戦略やIR活動の統括等に携わってきました。また、電機メーカーでのシステム開発の経験を活かし、現在は物流・情報システム部門の統括として、建材事業に共通した新しい販売管理システムの導入、DX推進、物流効率化等を主導しており、当社の持続的な企業価値の向上を実現するにあたり、取締役として適任であると判断いたします。

候補者番 号 4 ^{た に か わ} 谷川 ^{みつる} 満 (1961年4月1日生)

所有する当社株式の数：0 株

再 任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1998年4月 伊藤忠建材(株)入社
2015年4月 同社執行役員職能部門長
2016年4月 同社取締役職能分掌役員
2017年4月 同社取締役管理本部長
2020年4月 同社取締役職能本部長
2021年4月 同社常務取締役職能本部長
2023年6月 当社入社、経営企画部長
2023年6月 越智産業(株)取締役経営企画グループ長
2023年6月 当社取締役執行役員経営企画部長
2023年11月 当社取締役執行役員管理本部長兼人事部長 (現任)
2023年11月 越智産業(株)取締役 (現任)
2024年6月11日越智産業(株)取締役人事グループ長就任予定

取締役候補者とした理由

建材商社の取締役を務めるなど、建材業界に関する豊富な経験と会社経営に対する幅広い見識を有しており、人事・財務等の管理部門全般を統括しております。当社の持続的な企業価値の向上を実現するにあたり、取締役として適任であると判断いたします。

候補者番 号 **5** なかがき かずふみ
中垣 一史 (1956年4月2日生)

所有する当社株式の数：0 株

再 任

社 外

独 立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年4月 日之出水道機器(株)入社
 1989年4月 (株)全教研入社
 1990年10月 同社常務取締役管理本部長
 2004年10月 (株)インフィニットマインド代表取締役社長
 2016年11月 (株)全教研代表取締役社長
 2021年4月 同社相談役 (現任)
 2022年4月 (株)インフィニットマインド代表取締役会長 (現任)
 2022年6月 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

(株)インフィニットマインド代表取締役会長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

長年にわたり企業経営に携わっており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、取締役の職務の執行に対して客観的な立場から監督するとともに、経営全般に関する助言をいただけるものと判断いたします。

候補者番 号 **6** まつなが すぐる
松永 秀 (1960年6月3日生)

所有する当社株式の数：0 株

新 任

社 外

独 立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月 伊藤忠商事(株)入社
 1998年7月 上海伊藤忠商事有限公司建設部長
 2003年4月 伊藤忠保険サービス(株) (現 伊藤忠オリコ保険サービス(株)) 経営企画部長
 2006年4月 I & T リスクソリューションズ(株) (現 Cosmos リスクソリューションズ(株)) 代表取締役社長
 2012年4月 伊藤忠商事(株)九州支社企画開発部長
 2016年4月 伊藤忠 (中国) 集団有限公司東北代表兼伊藤忠 (大連) 有限公司代表取締役社長
 2019年11月 伊藤忠オリコ保険サービス(株)執行役員
 2020年4月 同社専務執行役員
 2023年4月 同社アドバイザー
 2024年4月 アジアブリッジ(株)副社長 (現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

総合商社において、海外勤務を含む建設、不動産、保険等の業務を執行するとともに、子会社経営の経験を有しており、取締役の職務の執行に対して客観的な立場から監督するとともに、経営全般に関する助言をいただけるものと判断いたします。

候補者
番号

7

くしま
眞島

みか
三佳

(1981年8月30日生)

所有する当社株式の数：0 株

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

社外

2011年4月 独立行政法人医薬品医療機器総合機構入社

2018年1月 (有)ヒカリ入社 取締役

独立

2020年9月 QBキャピタル合同会社入社、シニアアソシエイト（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

ベンチャーキャピタリストとして、医学および経営学の専門的知識を活かし技術系スタートアップ企業の成長を支援する業務に携わっており、培われた企業価値の向上支援に関する経験やスキルをもとに、取締役の職務の執行に対して客観的な立場から監督するとともに、経営全般に関する助言をいただけるものと判断いたします。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

現任監査等委員である取締役4名のうち1名は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

こもり らんこ
小森 蘭子 (1987年11月13日生)

所有する当社株式の数：0 株

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

社外

2016年1月 弁護士登録

独立

2016年7月 狛・グローバル法律事務所（現 狛グローバル法律事務所）入所

2022年8月 米国ポーター・ライト・モリス&アーサー法律事務所勤務

2023年6月 米国ニューヨーク州弁護士登録

2023年8月 狛グローバル法律事務所復職、アソシエイト（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士として企業法務、国際企業法務、ファイナンスに精通しており、培われた専門的な知識等を活かしていただくことにより、取締役の職務の執行に対して客観的な立場から監査・監督するとともに、経営全般に関する助言をいただけるものと判断いたします。なお、直接経営に関与したことはございませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者小森蘭子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小森蘭子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は小森蘭子氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。小森蘭子氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 当社は小森蘭子氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。

〔ご参考〕株主総会後の取締役会のスキルマトリックス（予定）

本株主総会における取締役選任議案が全て原案どおりご承認いただいた場合の各取締役の主たる専門性・経験を示しております。

	企業経営	業界知見	財務・会計	法務・ リスク管理	ESG・ サステナビリティ	IT・技術	国際性
越智 通広	○	○	○		○		
越智 通信	○	○			○	○	
田中 翔基					○	○	
谷川 満	○	○	○				
中垣 一史 社外 独立	○		○		○		
松永 秀 社外 独立	○		○	○			○
具島 三佳 社外 独立	○					○	
松本 英治 社外 独立 監査等委員	○		○	○			
久留 和夫 社外 独立 監査等委員			○		○		
濱田 弥亜 社外 独立 監査等委員	○		○				
小森 蘭子 社外 独立 監査等委員				○	○		○

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

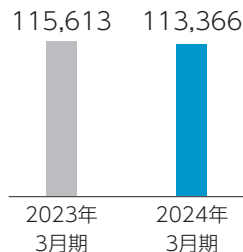
当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられ、国内における行動制限や海外からの入国制限の緩和等により経済活動の正常化が進み、景気は緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、エネルギーや原材料価格の高騰、ウクライナや中東における地政学的リスクの高まり等、景気下振れリスクもあり、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

住宅関連業界におきましては、建築資材や住設機器の値上がりによる住宅建築価格の上昇、物価高による住宅取得に対する消費者マインドの低下もあり、当連結会計年度における新設住宅着工戸数は、前期比7.0%減の80万戸となりました。また、当社グループの主なターゲットである持家・分譲戸建住宅の着工戸数につきましては、前期比10.0%減となりました。

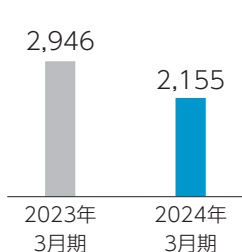
このような状況の中で、当社グループにおきましては、脱炭素関連商材の拡販、リフォーム・リノベーション需要の取り込み、非住宅市場の開拓等の成長分野に注力した営業展開を図ってまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、113,366百万円(前期比1.9%減)となりました。利益面につきましては、営業利益は2,155百万円(前期比26.8%減)、経常利益は2,731百万円(前期比22.7%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は2,093百万円(前期比15.7%減)となりました。

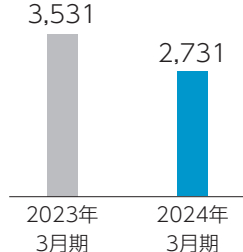
売上高 (単位：百万円)



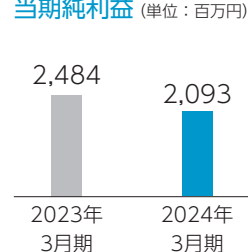
営業利益 (単位：百万円)



経常利益 (単位：百万円)



親会社株主に帰属する
当期純利益 (単位：百万円)



セグメント別の業績

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

建材事業

売上高 **69,927**百万円 (前期比 $\triangle 1.7\%$ ) 営業利益 **807**百万円 (前期比 $\triangle 38.5\%$ )

太陽光発電システム、蓄電池、高効率給湯器等の脱炭素関連商材の拡販、快適な水回りや空気環境等の実現のためのリフォーム・リノベーション需要の取り込み、非住宅の木造・木質化の推進に注力してまいりました。

工事機能の強化のため、2023年5月には、長崎市に本社を置き、外壁工事を中心とした住宅建築工事、住宅関連資材販売を行なうTRESA(株)を新たに子会社化しました。加えて、2024年1月には、東京都北区に本社を置き、全国各地に拠点を有し、主として外壁工事や太陽光パネルの設置工事を行なう(株)アイ・ビルドを新たに子会社化しました。

しかしながら、持家・分譲戸建住宅の着工戸数減少の影響もあり、当事業の売上高は69,927百万円(前期比1.7%減)、営業利益は807百万円(前期比38.5%減)となりました。

環境アメニティ事業

売上高 **17,769**百万円 (前期比 2.7% ) 営業利益 **271**百万円 (前期比 38.3% )

冷凍冷蔵機器および空調機器の販売・設置工事が好調に推移したことにより、当事業の売上高は17,769百万円(前期比2.7%増)、営業利益は271百万円(前期比38.3%増)となりました。

加工事業

売上高 **14,729**百万円 (前期比 $\Delta 21.3\%$ ) 営業利益 **850**百万円 (前期比 $\Delta 46.1\%$ )

主力の戸建住宅に加えて、事務所や店舗等の非住宅物件の受注に向けて営業を強化してまいりました。しかしながら、持家・分譲戸建住宅の着工戸数減少の影響に加えて、木材価格が下落したことにより、当事業の売上高は14,729百万円(前期比21.3%減)、営業利益は850百万円(前期比46.1%減)となりました。

エンジニアリング事業

売上高 **8,258**百万円 (前期比 46.3% ) 営業利益 **833**百万円 (前期比 133.7% )

前期に子会社化した日本調査(株)および芳賀屋建設(株)の業績が寄与したこと、および、既存の子会社においても工事売上が堅調に推移したことにより、当事業の売上高は8,258百万円(前期比46.3%増)、営業利益は833百万円(前期比133.7%増)となりました。

その他

売上高 **3,142**百万円 (前期比 $\Delta 7.7\%$ ) 営業利益 **120**百万円 (前期比 $\Delta 9.0\%$ )

産業資材の販売を行なっている太平商工(株)の事業を報告セグメントに含まれない事業セグメント「その他」に区分しております。

自動車関連および産業用電気絶縁材の販売が減少したことにより、売上高は3,142百万円(前期比7.7%減)、営業利益は120百万円(前期比9.0%減)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は1,901百万円であり、その主なものは、店屋町オフィス（福岡市）の取得費1,231百万円（越智産業㈱）、物流センター建設予定地（熊本県）の取得費285百万円（越智産業㈱）、プレカット加工機の取得費106百万円（愛媛プレカット㈱）、太陽光発電設備の取得費83百万円（ヨドブレ㈱）であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達は、主として取引金融機関からの経常的な調達であり、重要な事項はありません。

(4) 重要な企業再編等の状況

当社は、2023年5月29日付で越智産業㈱(連結子会社)がT R E S S A㈱の株式を、2024年1月31日付で当社が㈱アイ・ビルドの株式を取得したことにより、各社および㈱アイ・ビルドの子会社1社を連結子会社といたしました。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、持続的に成長し企業価値の向上を図るため、「住生活に関するビジネスを基軸として、生活文化の向上と地球環境の保全に貢献します。」との経営理念のもと、住生活に関するビジネスを充実させるとともに、事業ポートフォリオを拡大することで、「安全安心でサステナブルな(持続可能な)社会を創造する」というパーパスの実現を目指しております。

事業環境といたしましては、わが国経済は、企業の賃上げによる所得環境の改善、個人消費の持ち直しが期待され、景気は緩やかな回復基調で進むことが予想されます。しかしながら、円安の長期化、エネルギーや原材料価格の高止まり、ウクライナや中東の地政学的リスクの高まり等から、先行きは依然として不透明な状況となっております。

住宅関連業界におきましては、住宅建築価格の上昇、マイナス金利政策の解除に伴う住宅ローン金利の上昇懸念等により、当社グループの主なターゲットである持家・分譲戸建住宅の着工戸数につきましては、相応の減少を見込んでおります。また、運送業・建設業の2024年問題による物流費や外注費の増加も見込まれます。

当社グループといたしましては、2027年3月期を最終年度とする5か年の中期経営計画において、次の3項目を基本方針とし、同方針に基づく各種施策を推進することにより、持続的な成長および企業価値の向上を図ってまいります。

- ・ 持続的成長に向けた事業ポートフォリオの変革
- ・ 成長分野に注力した営業展開
- ・ 安定成長を支える経営基盤の確立

<持続的成長に向けた事業ポートフォリオの変革>

住宅需要の変化に影響を受けにくい企業体質を確立するため、M&Aを活用し、非住建分野の売上構成比率を高めてまいります。特に、建設・工事を行なうエンジニアリング事業のM&Aを積極的に推進し、事業規模の拡大に努めてまいります。

<成長分野に注力した営業展開>

脱炭素社会の実現等、今後の事業環境の変化を見据え、以下の取り組みを強化してまいります。

- ① 建材事業
 - ・脱炭素関連商材の拡販
 - ・リフォーム・リノベーション需要の取り込み
 - ・非住宅市場の開拓
- ② 加工事業
 - ・非住宅市場の開拓
 - ・工事機能の強化
- ③ 環境アメニティ事業
 - ・施工体制の強化
 - ・E C市場の開拓
- ④ エンジニアリング事業
 - ・更なるM&Aの推進による工事ネットワークの構築
 - ・建材事業と連携した土木関連商材の取扱い
- ⑤ その他事業
 - ・自動車のE V化を見据えた売上構成の転換
 - ・国内製産業資材の拡販

<安定成長を支える経営基盤の確立>

DX推進、サステナビリティについての取り組み強化、人材の育成・確保、コーポレートガバナンスの強化等により、安定成長を支える経営基盤の確立を図ってまいります。

中期経営計画における売上高営業利益率、自己資本当期純利益率(ROE)を含む数値目標は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

連結財務目標	売	上	高	営	業	利	益	親会社株主に帰属する 当期純利益
2027年3月期			135,000	3,800	営業利益率 2.8%		2,700	ROE 10.0%

(6) 財産および損益の状況の推移

	第11期 (2021年3月期)	第12期 (2022年3月期)	第13期 (2023年3月期)	第14期 (当連結会計年度 (2024年3月期))
売上高 (百万円)	101,842	111,875	115,613	113,366
経常利益 (百万円)	2,198	3,547	3,531	2,731
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,793	3,451	2,484	2,093
1株当たり当期純利益	137円71銭	265円51銭	192円82銭	161円84銭
総資産額 (百万円)	56,905	62,834	64,531	66,337
純資産額 (百万円)	17,147	19,814	21,557	23,345
1株当たり純資産額	1,314円08銭	1,537円51銭	1,667円88銭	1,799円32銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
2. 当社は、株式給付信託（B B T）を導入しております。株主資本において自己株式として計上されている信託が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額の算定上、期中平均株式数および期末発行済株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 当社は、第12期より信託型社員持株インセンティブ・プランを導入しております。株主資本において自己株式として計上されているO C H Iホールディングス社員持株会専用信託（E-Ship信託）が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額の算定上、期中平均株式数および期末発行済株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
4. 「収益認識に関する会計基準」〔企業会計基準第29号 2020年3月31日〕等を第12期の期首から適用しており、第12期以降の財産および損益の状況の推移については、当該会計基準等を適用した後の指標となっております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
	千円	%	
越 智 産 業 (株)	100,000	100	建材事業
(株) ホ ー ム コ ア	14,000	100 (100)	建材事業
(株) ト ー ソ ー	80,000	100 (100)	建材事業
丸 共 建 材 (株)	10,000	100 (100)	建材事業
(株) ソ ー ケ ン	10,000	100 (100)	建材事業
坂 口 建 材 (株)	10,000	100 (100)	建材事業
(株) 丸 滝	60,000	100 (100)	建材事業
(株) タ ケ モ ク	10,000	100 (100)	建材事業
丸 光 ト ー ヨ ー (株)	11,000	100 (100)	建材事業
T R E S S A (株)	10,000	100 (100)	建材事業
(株) ア イ ・ ビ ル ド	20,000	100	建材事業
(株) ア イ ・ ビ ル ド 札 幌	10,000	100 (100)	建材事業
(株) ウ エ ス ト ハ ウ ザ ー	30,000	50 (50)	建材事業
(株) 松 井	30,000	100	環境アメニティ事業
太 陽 産 業 (株)	50,000	100	環境アメニティ事業
寺 田 (株)	99,900	100	環境アメニティ事業
西 日 本 フ レ ー ミ ン グ (株)	50,000	100	加工事業
ヨ ド プ レ (株)	45,000	100	加工事業

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
	千円	%	
愛 媛 プ レ カ ッ ト (株)	10,000	100	加工事業
D S T O K A I (株)	80,000	100	エンジニアリング事業
(株) ア イ エ ム テ ッ ク	20,000	100	エンジニアリング事業
長 豊 建 設 (株)	21,000	100	エンジニアリング事業
(株) ク リ ー ン イ イ ダ	7,750	100 (100)	エンジニアリング事業
(有) C K K	3,000	100 (100)	エンジニアリング事業
日 本 調 査 (株)	10,000	100	エンジニアリング事業
芳 賀 屋 建 設 (株)	50,000	100	エンジニアリング事業
太 平 商 工 (株)	50,000	100	その他 (産業資材の販売)

- (注) 1. (株)ウエストハウザーの持分は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としております。
2. 当社の議決権比率の()内は内書さで、間接所有比率であります。
3. 2023年5月29日付で越智産業(株)(連結子会社)がT R E S S A(株)の株式を、2024年1月31日付で当社が(株)アイ・ビルドの株式を取得したことにより、各社および(株)アイ・ビルドの子会社1社を連結子会社といたしました。

上記に掲げた重要な子会社27社は全て連結子会社であります。

なお、当連結会計年度の業績につきましては、前記「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

- ③ 特定完全子会社に関する事項
該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容

事 業 区 分	主 要 製 品 等
建 材 事 業	各種合板、内装材、断熱材、床材、玄関ドア、浴室機器、衛生機器、太陽光パネル等
環境アメニティ事業	家庭用品、暖房器具、冷凍冷蔵機器、空調機器、厨房機器、繊維商品等
加 工 事 業	木造軸組工法プレカット、2×4(ツーバイフォー)工法プレカット等
エンジニアリング事業	商業施設建設、土木工事、内装工事、高齢者向け介護関連サービス、土木建造物の診断・調査
そ の 他	産業資材の販売等

(9) 主要な事業所

- ① 当社の主要な事業所
本社：福岡市中央区那の津三丁目12番20号
- ② 子会社の主要な事業所

会 社 名		(本 社)		
越 智 産 業 (株)	(福 岡 市)	太 陽 産 業 (株)	(仙 台 市)	
(株) ホ ー ム コ ア	(北 九 州 市)	寺 田 (株)	(札 幌 市)	
(株) ト ー ソ ー	(熊 本 県 上 益 城 郡)	西 日 本 フ レ ー ミ ン グ (株)	(福 岡 県 飯 塚 市)	
丸 共 建 材 (株)	(島 根 県 益 田 市)	ヨ ド プ レ (株)	(兵 庫 県 加 西 市)	
(株) ソ ー ケ ン	(鹿 児 島 県 鹿 児 島 市)	愛 媛 プ レ カ ッ ト (株)	(愛 媛 県 松 山 市)	
坂 口 建 材 (株)	(佐 賀 県 佐 賀 市)	D S T O K A I (株)	(岐 阜 県 可 児 市)	
(株) 丸 滝	(長 野 県 駒 ヶ 根 市)	(株) ア イ エ ム テ ッ ク	(広 島 市)	
(株) タ ケ モ ク	(大 分 県 竹 田 市)	長 豊 建 設 (株)	(長 野 県 飯 田 市)	
丸 光 ト ー ヨ ー (株)	(福 岡 県 宗 像 市)	(株) ク リ ー ン イ イ ダ	(長 野 県 飯 田 市)	
T R E S S A (株)	(長 崎 県 長 崎 市)	(有) C K K	(長 野 県 飯 田 市)	
(株) ア イ ・ ビ ル ド	(東 京 都 北 区)	日 本 調 査 (株)	(東 京 都 板 橋 区)	
(株) ア イ ・ ビ ル ド 札 幌	(札 幌 市)	芳 賀 屋 建 設 (株)	(栃 木 県 宇 都 宮 市)	
(株) ウ エ ス ト ハ ウ ザ ー	(福 岡 市)	太 平 商 工 (株)	(東 京 都 千 代 田 区)	
(株) 松 井	(札 幌 市)			

(10) 従業員の状況

- ① 企業集団の従業員

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
1,624 名	増 137 名

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者（1名）を除く就業人員であります。

- ② 当社の従業員

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
29 名	増 5 名	57.3 歳	8.1 年

(注) 1. 従業員数には、使用人兼務役員は含めておりません。
2. 平均勤続年数の算定にあたっては、越智産業(株)における勤続年数を通算しております。

(11) 主要な借入先および借入額

① 企業集団の主要な借入先および借入額

	借	入	先	借	入	残	高	
								百万円
(株)	み	ず	ほ	銀	行		732	
(株)	福		岡	銀	行		680	
(株)	西	日	本	シ	テ	ィ	銀行	625
(株)	り	そ		な	銀	行	606	
(株)	肥		後	銀	行		590	

② 当社の主要な借入先および借入額

	借	入	先	借	入	残	高	
								百万円
越	智	産	業	(株)			2,600	
(株)	松			井			586	
長	豊	建	設	(株)			570	
(株)	西	日	本	シ	テ	ィ	銀行	525
(株)	ト	ー	ソ	ー			500	

(注) 越智産業(株)、(株)松井、長豊建設(株)および(株)トーソーは、連結子会社であります。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	普通株式	36,000,000株
(2) 発行済株式の総数	普通株式	13,136,784株（自己株式474,186株を除く）
(3) 単元株式数		100株
(4) 株主数		21,621名
(5) 大株主		

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
越智通広	2,878	21.9
オチワークサービス(株)	1,105	8.4
公益財団法人広智奨学会	500	3.8
SMB建材(株)	491	3.7
伊藤忠建材(株)	423	3.2
住友林業(株)	414	3.2
吉野石膏(株)	300	2.3
OCHIホールディングス社員持株会	261	2.0
(株)福岡銀行	248	1.9
OCHIホールディングス取引先持株会	228	1.7

(注) 当社は、自己株式474,186株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には株式給付信託（B B T）の信託財産として信託が所有する当社株式93,700株、OCHIホールディングス社員持株会専用信託（E-Ship信託）の信託財産として信託が所有する当社株式85,200株は含まれておりません。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は、次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
	株	名
取締役 (監査等委員および社外取締役を除く)	9,600	2

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. 会社役員に関する事項 (4) 取締役の報酬等」に記載のとおりであります。
2. 上記は、退任した当社役員に対して、交付されたものであります。

(7) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役	越智通広	社長執行役員	越智産業(株) 代表取締役社長
取締役	越智通信	執行役員営業本部長 兼建材事業部長	
取締役	田中翔基	執行役員情報システム部長	
取締役	谷川満	執行役員管理本部長 兼人事部長	
取締役	江藤洋		江藤中小企業診断士事務所 所長
取締役	中垣一史		(株)インフィニットマインド 代表取締役会長
取締役常勤監査等委員	松本英治		
取締役監査等委員	久留和夫		久留公認会計士事務所 所長
取締役監査等委員	濱田弥垂		濱田弥垂公認会計士事務所 所長 (株)ビジネススタイル 代表取締役 税理士法人マインド・アーキテクト 代表社員
取締役監査等委員	山本智子		

- (注) 1. 酒匂利夫および土生清文の両氏は、2023年6月27日開催の第13期定時株主総会終結の時をもって取締役を任期満了により退任いたしました。
2. 田中翔基および谷川満の両氏は、2023年6月27日開催の第13期定時株主総会において新たに取締役に選任され就任いたしました。
3. 取締役江藤洋、中垣一史、松本英治、久留和夫、濱田弥垂および山本智子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 経営会議等の重要会議への出席、業務執行部門からの日常的な情報収集、内部監査部門との緊密な意思疎通や情報交換により、監査の実効性を確保するため、監査等委員である取締役松本英治氏を、常勤の監査等委員に選定しております。
5. 監査等委員である取締役久留和夫および濱田弥垂の両氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役江藤洋、中垣一史、松本英治、久留和夫、濱田弥垂および山本智子の各氏は、東京証券取引所および福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および子会社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行なった行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a 決定方針の決定方法

取締役会の諮問を受けた報酬諮問委員会が、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）の原案を審議し、その審議結果を尊重して2021年2月24日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

b 決定方針の内容の概要

決定方針の内容の概要につきましては、以下のとおりであります。

イ 取締役の報酬の構成

当社の取締役の報酬は、基本報酬である固定報酬と、業績連動報酬である業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」により構成することとします。その支給割合の決定の方針は、代表取締役については1：0.15を、その他の業務執行取締役については1：0.30をそれぞれ目安とすることとします。なお、監査等委員である取締役および社外取締役については、職務の性質を踏まえ固定報酬のみとします。

ロ 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬（金銭報酬）とし、世間水準、経営内容、従業員給与等とのバランスを考慮して決定するものとします。また、その決定方法については、次のとおりとします。

- ・報酬諮問委員会が、上記の方針に基づき、取締役の報酬総額に関する株主総会議案、個人別の報酬等の額、その他の取締役の報酬に関する事項について審議し、取締役会に提言します。なお、監査等委員である取締役に関する事項については、監査等委員会に提言します。

- ・取締役の個人別の報酬等の額については、株主総会で決定した報酬総額の範囲内において、取締役会が報酬諮問委員会の審議結果を尊重して決定します。なお、監査等委員である取締役の個人別の報酬等の額については、報酬諮問委員会の審議結果を参考にして監査等委員である取締役の協議により決定します。

ハ 業績連動報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（ＢＢＴ）」とします。本制度は、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員を対象とし、当該役員の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、当該役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とします。

業績連動報酬に係る指標については、明確で客観的な指標である、連結営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益としており、これらの目標指標の達成状況に応じて役位別に算出されたポイントを付与し、当該役員の退任時に、付与したポイント数に応じた数の当社株式を給付します。

(注) 当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、連結営業利益2,750百万円、親会社株主に帰属する当期純利益2,050百万円で、実績は、連結営業利益2,155百万円で未達成、親会社株主に帰属する当期純利益2,093百万円で達成であります。

Ｃ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な審議検討を行なっているため、取締役会も基本的にその審議結果を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2019年6月25日開催の第9期定時株主総会において、年額150百万円以内（うち社外取締役分は15百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。第9期定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名（うち、社外取締役は3名）であります。また、監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、第9期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。第9期定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

金銭報酬とは別枠で、2016年6月28日開催の第6期定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」の導入を決議しております。また、2021年6月24日開催の第11期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員に対して、連続する5事業年度で120百万円を上限とする金銭を原資として、信託を通じて86,000株を上限とする当社株式を取得し、取締役会が定める役員株式給付規則に基づき、退任時に当社株式を給付すること、ならびに、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に付与される1事業年度当たりのポイント数（給付時に1ポイント当たり当社株式1株に換算されます。）の合計は10,000ポイントを上限とすることを決議しております。第11期定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は4名であります。

③ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	67 (5)	60 (5)	7 (一)	8 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	16 (16)	16 (16)	—	4 (4)

(注) 業績連動報酬等は、業績達成度等に応じて付与されたポイントに相当する当社株式および当社株式を退任時点の時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される株式報酬制度に基づき、当事業年度に費用計上した株式報酬相当額であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係（2024年3月31日現在）

区分	氏名	兼職の状況	関係
社外取締役	江藤 洋	江藤中小企業診断士事務所 所長	—
社外取締役	中垣 一史	(株)インフィニットマインド 代表取締役会長	—
社外取締役 監査等委員	久留 和夫	久留公認会計士事務所 所長	—
社外取締役 監査等委員	濱田 弥亜	濱田弥亜公認会計士事務所 所長 (株)ビジネスライズ 代表取締役 税理士法人マインド・アーキテクト 代表社員	—

② 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者等との親族関係
該当事項はありません。

③ 各社外役員の主な活動状況

区	分	氏	名	主な活動状況	
取	締	江	藤	洋	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、中小企業診断士として、コンサルティング業務での豊富な経験・見地から、適宜発言を行なっております。なお、指名諮問委員会、報酬諮問委員会およびガバナンス委員会の委員を務めております。
取	締	中	垣	史	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、経営者としての豊富な経験・見地から、適宜発言を行なっております。なお、指名諮問委員会、報酬諮問委員会およびガバナンス委員会の委員を務めております。
取	締	松	本	治	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、また当事業年度開催の監査等委員会15回全てに出席し、金融および会社経営での豊富な経験・見地から、適宜発言を行なっております。
取	締	久	留	夫	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、また当事業年度開催の監査等委員会15回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行なっております。なお、指名諮問委員会、報酬諮問委員会およびガバナンス委員会の委員を務めております。
取	締	瀨	田	亜	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、また当事業年度開催の監査等委員会15回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行なっております。
取	締	山	本	子	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、また当事業年度開催の監査等委員会15回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行なっております。なお、指名諮問委員会、報酬諮問委員会およびガバナンス委員会の委員を務めております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

内 容	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	43百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社の監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行なっております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査等委員会は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、「監査等委員会の職務の執行のため必要な事項」および「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」（以下、内部統制システムと総称する。）を整備することを目的として、取締役会において内部統制システム構築の基本方針を決議しております。

内部統制システム構築の基本方針の概要、および、内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム構築の基本方針の概要

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 取締役総数の3分の1以上を独立社外取締役とし、取締役会による業務執行の監督機能を高めます。
 - ・ 経営理念、企業理念、行動理念、および、倫理基準を制定し、企業倫理の確立を図ります。
 - ・ コンプライアンス規則を制定し、コンプライアンス教育・研修を継続的に実施し、コンプライアンスの徹底に努めます。
 - ・ 内部通報制度を導入するとともに、法令・定款等の違反行為が発生した場合には、迅速に情報を把握し、適切に対応します。
 - ・ 内部監査室を設置し、内部管理体制の適切性、有効性を検証します。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・ 取締役の職務の執行に係る文書および電磁的記録その他の重要な情報については、法令および文書管理規則その他の社内規程に基づき、適切に作成、保存または廃棄します。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ リスク管理の統括およびコンプライアンスの推進を含む管理業務の統括のため、リスク統括部を設置します。
 - ・ リスクマネジメント基本規則を制定し、潜在的なリスクを未然に防止するとともに、緊急事態が発生した場合には、当該規則に従い迅速かつ適切に対応します。
 - ・ 組織横断的なリスクマネジメント委員会を設置し、リスクに対する管理状況の把握や未然防止に関する指導・監督を行ないます。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - ・ 取締役会は、法令および取締役会規則等に従い、取締役会にて決定すべき事項以外の業務執行の決定を代表取締役、その他の業務執行取締役および執行役員に委任します。

- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・グループ会社管理規則を制定し、当該規則に基づき、重要な承認事項については子会社から当社へ所定の承認を求めることとし、また、重要な報告事項については子会社を所管する各事業部から当社の取締役会等に報告することとします。
 - ・リスクマネジメント基本規則に基づき、リスク統括部およびリスクマネジメント委員会が、当社グループにおけるリスクを総括的に管理します。
 - ・子会社を所管する各事業部が経営情報の一元的な把握を図るとともに、子会社が必要とする支援・指導を行いません。
 - ・当社の倫理基準および内部通報制度を子会社に共通して適用します。

- ⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
 - ・監査等委員会による監査の実効性を高めるために、補助使用人に対する監査等委員会の指示権を明確にするとともに、当社グループ内からの監査等委員会への報告体制を整備し、さらに必要な監査費用の請求・支払に応じます。
 - ・監査等委員会に報告を行なった者に対して不利な取扱いを行なわないものとします。
 - ・内部監査室は、監査等委員会の直属とし、その監査結果を監査等委員会および代表取締役に報告します。

- ⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備および運用を行いません。

- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
 - ・反社会的勢力を断固として排除・遮断することとし、反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、毅然とした態度で組織的に対応します。
 - ・反社会的勢力に対応する際には、必要に応じて、警察等の外部専門機関と緊密に連携します。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・リスク統括部を中心として、法令違反行為の有無の調査、防止策の提案、法令遵守に係る必要な指導や啓蒙活動を実施しております。
 - ・当社グループの全ての役員および使用人に「OCHIグループ倫理基準」の携帯カードを配付し、倫理基準の内容に加えて、内部通報窓口として「越智ホットライン」および顧問弁護士の窓口を明記し、周知徹底を図っております。
 - ・人事部主管の教育体系にコンプライアンス研修を組込み、実施しております。また、重要な子会社の所長会議などで、担当役員からコンプライアンスに関する注意喚起を行っております。

-
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・取締役会等の重要な会議の議事録、職務権限規則に基づき決裁された稟議書等、各種契約書、その他職務の執行に係る重要文書を、法令および文書管理規則に従い、適切に保管および管理を行っております。
 - ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスクマネジメント委員会を開催し、当社グループのリスク管理を徹底し、併せて、コンプライアンスに関する事案の報告と対策を協議しております。
 - ④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - ・業務執行の機動性を高めるために、執行役員制度を導入しております。
 - ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・当社の取締役または使用人が子会社の取締役、監査役を兼務することにより、監査・監督機能を強化しております。
 - ・内部監査室が年間計画に従って、当社および重要な子会社に対し内部監査を実施しております。
 - ⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
 - ・監査等委員である取締役および社外取締役は、会計監査人から監査計画の説明、四半期レビュー報告および監査報告を受け、その際に、必要に応じて、会計監査人と課題・問題点等について情報交換を行っております。
 - ・内部監査室は、監査等委員会の直属とし、その監査結果を監査等委員会および代表取締役に報告しております。
 - ・監査等委員会は、内部通報の内容および対応状況等について必要な報告を受けております。
 - ⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・当社グループの財務報告の信頼性と適正性を確保するため、当社および子会社に関連の諸規定を整備させ、また、当社および重要な子会社に対し、金融商品取引法に基づき財務報告に係る内部統制（全社統制、業務処理統制、IT全般統制）の整備、運用および評価を継続的に実施しております。
 - ⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
 - ・当社グループは、反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を防止する観点から、所轄警察署や顧問弁護士等の外部専門機関との連携により反社会的勢力の排除に向けて取り組んでおります。
 - ・総務部長を責任者として、反社会的勢力に関する情報を収集・管理し、反社会的勢力に該当するかの確認を実施しております。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的な株主価値の向上を図る観点から、M&A等の成長戦略および財務の健全性強化のための内部留保の積上げと、株主の皆様への利益還元への拡充とのバランスを考慮した資本政策を行ないます。

なお、当社は、安定的な配当の維持に努めることに加えて、連結業績を加味した配当を行なうことを基本方針とし、連結配当性向については、20%程度を下限とし、30%以上を目指すものとします。

この基本方針に基づき、当期の配当金につきましては、以下のとおりとさせていただきます。

また、次期の配当につきましては、2024年5月8日開催の取締役会において、配当方針の変更の決議を行ない、連結配当性向30%以上を目途に配当を行なうものとしております。

決議	配当金の総額	1株当たり配当	基準日	効力発生日	配当性向
2023年11月6日 取締役会	354百万円	27円00銭	2023年9月30日	2023年12月4日	33.4%
2024年5月28日 取締役会	354百万円	27円00銭	2024年3月31日	2024年6月4日	

- (注) 1. 2023年11月6日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）の信託財産として信託が所有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。また、OCHIホールディングス社員持株会専用信託（E-Ship信託）の信託財産として信託が所有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。
2. 2024年5月28日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）の信託財産として信託が所有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。また、OCHIホールディングス社員持株会専用信託（E-Ship信託）の信託財産として信託が所有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目			科 目		
流 動 資 産		43,947	流 動 負 債		37,921
現金及び預金		14,598	支払手形及び買掛金		13,577
受取手形、売掛金及び契約資産		19,083	電子記録債務		16,798
電子記録債権		3,162	短期借入金		4,051
商品		4,526	1年内償還予定の社債		33
未成工事支出金		1,645	リース債務		147
その他		973	未払法人税等		418
貸倒引当金		△43	未払消費税等		279
固 定 資 産		22,389	賞与引当金		665
有形固定資産		14,673	その他		1,948
建物及び構築物		3,808	固 定 負 債		5,071
機械装置及び運搬具		755	社債		144
土地		9,894	長期借入金		1,906
リース資産		97	リース債務		86
その他		117	繰延税金負債		1,056
無形固定資産		1,424	役員退職慰労引当金		650
のれん		1,035	役員株式給付引当金		54
リース資産		130	退職給付に係る負債		627
その他		258	その他		543
投資その他の資産		6,291	負 債 合 計		42,992
投資有価証券		2,192	純 資 産 の 部		
繰延税金資産		294	株 主 資 本		22,596
退職給付に係る資産		331	資本金		400
差入保証金		646	資本剰余金		997
投資不動産		2,014	利益剰余金		21,867
その他		859	自己株式		△669
貸倒引当金		△47	その他の包括利益累計額		719
			その他有価証券評価差額金		684
			退職給付に係る調整累計額		34
			非支配株主持分		29
資 産 合 計		66,337	純 資 産 合 計		23,345
			負 債 及 び 純 資 産 合 計		66,337

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金	額
売上	高価		113,366
売上	利益		97,814
販売費	一般管理費		15,551
営業	利益		13,395
営業	利益		2,155
受取	利息	3	
受取	配当	60	
仕入	割入	181	
不陽	貸電	154	
受雑	協賛	74	
営業	費用	1	
営業	費用	191	666
支不減雑	利貸却	20	
経常	償損	31	
経常	利	24	
経常	利	14	90
特別	利益		2,731
固投	資有価証券売却	489	
固投	資有価証券売却	225	715
固投	資有価証券売却	1	
固投	資有価証券売却	4	
固投	資有価証券売却	0	
減損	再編	68	
減損	再編	25	100
税金等調整	前期純利益		3,346
法人税、住民税及び事業税	調整額	1,079	
法人税等調整	調整額	171	1,251
当期純利益	親会社株主に帰属する当期純利益		2,095
当期純利益	親会社株主に帰属する当期純利益		2
当期純利益	親会社株主に帰属する当期純利益		2,093

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本	
2023年4月1日残高	400	997	20,483	△731		21,150
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	△709	—		△709
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	2,093	—		2,093
自己株式の取得	—	—	—	△0		△0
自己株式の処分	—	—	—	61		61
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—		—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,384	61		1,446
2024年3月31日残高	400	997	21,867	△669		22,596

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	非支配株主持分	
2023年4月1日残高	395	△15	380	27	21,557
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△709
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	2,093
自己株式の取得	—	—	—	—	△0
自己株式の処分	—	—	—	—	61
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	288	50	338	2	341
連結会計年度中の変動額合計	288	50	338	2	1,787
2024年3月31日残高	684	34	719	29	23,345

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 27社

主要な連結子会社の名称

越智産業(株)	(株)タケモク	太陽産業(株)	長豊建設(株)
(株)ホームコア	丸光トーヨー(株)	寺田(株)	(株)クリーンイイダ
(株)トーソー	TRESSA(株)	西日本フレーミング(株)	(有)CKK
丸共建材(株)	(株)アイ・ビルド	ヨドプレ(株)	日本調査(株)
(株)ソーケン	(株)アイ・ビルド札幌	愛媛プレカット(株)	芳賀屋建設(株)
坂口建材(株)	(株)ウエストハウザー	DS TOKAI(株)	太平商工(株)
(株)丸滝	(株)松井	(株)アイエムテック	

越智産業(株)がTRESSA(株)の株式を、当社が(株)アイ・ビルドの株式を取得したことにより、各社および(株)アイ・ビルドの子会社1社を新たに連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

関連会社がないため、該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日	仮決算日
(株)タケモク	12月31日	—
(株)丸滝	2月29日	—
丸光トーヨー(株)	2月29日	—
DS TOKAI(株)	2月29日	—
長豊建設(株)	2月29日	—
(株)クリーンイイダ	3月31日	2月29日
(株)アイエムテック	5月31日	2月29日
(有)CKK	7月31日	2月29日
TRESSA(株)	7月31日	1月31日
(株)アイ・ビルド	7月31日	1月31日
(株)アイ・ビルド札幌	7月31日	1月31日
芳賀屋建設(株)	9月30日	12月31日
日本調査(株)	10月31日	1月31日

決算日が12月31日、2月29日の連結子会社については、連結計算書類の作成にあたり、連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。(株)アイエムテック他7社は、連結計算書類の作成にあたり、仮決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

なお、寺田(株)は決算日を2月20日から3月31日に変更しております。この変更により当連結会計年度において2023年2月21日から2024年3月31日までの期間を連結しております。また、長豊建設(株)は決算日を5月31日(仮決算日は2月29日)から2月29日に変更しております。これらの変更による連結計算書類に与える影響は軽微であります。

その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有 価 証 券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合および……………組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎と
それに類する組合への出資 ……し、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(金融商品取引法第2条第2項に

より有価証券とみなされるもの)

② 棚 卸 資 産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によっております。

a 商 品……………主として移動平均法による原価法

b 未 成 工 事 支 出 金……………個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有 形 固 定 資 産……………主として定率法

(リース資産を除く)

主な耐用年数

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～20年

② 無 形 固 定 資 産……………定額法

(リース資産を除く)

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間
(5年)に基づく定額法によっております。

③ リ ー ス 資 産

a 所有権移転ファイナ……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

ンスリース取引に

係るリース資産

b 所有権移転外ファイ……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

ンスリース取引

に係るリース資産

④ 投 資 不 動 産……………主として定率法

主な耐用年数 4～50年

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

a 一般債権……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒実績率により回収不能見込額を計上しております。

b 貸倒懸念債権および……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 役員株式給付引当金……………役員株式給付規則に基づく当社の取締役等への当社株式の給付に備えるため、連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) 重要な収益および費用の計上基準

① 商品販売に係る収益

商品販売による収益には、卸売、加工を通じた木材・建材等の販売、空調機器、家庭用品、繊維商品等の販売が含まれております。当社は、これらの収益を個々の契約内容に応じ、引渡、出荷、または検収時点等、約束した商品を顧客に移転することによって履行義務を充足した時に認識しております。リベートを付して販売する場合、取引価格は契約において顧客と約束した対価から当該リベートの見積額を控除した金額で算定しており、重大な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社および連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

② 工事に係る収益

当社および連結子会社は商業施設等の建設、公共事業の土木工事、戸建住宅・集合住宅の内装工事等の請負工事契約を締結しております。当該契約については、一定の条件を満たす場合、収益と原価を一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の末日までに発生した工事原価が予想される工事原価の総額に占める割合に基づくインプット法によっております。当初の収益の見積り、完成までの進捗状況に変更が生じる可能性がある場合、見積りの見直しを行っております。

また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合、原価回収基準にて収益を認識しております。

なお、重要性の乏しい工事契約については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理方法

① 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、年金資産の額が退職給付債務を超える場合は、退職給付に係る資産に計上しております。

② 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

③ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理することとしております。

5. のれんの償却に関する事項

のれんについては、その効果のおよぶ期間(5～10年)にわたり均等償却しております。

(追加情報)

(取締役等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2016年6月28日開催の第6期定時株主総会決議に基づき、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」(以下、「本制度」という。)を導入しております。また、2019年6月25日開催の第9期定時株主総会決議に基づき、本制度の対象を取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)および執行役員(以下、「取締役等」という。)としております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、当社取締役会が定める役員株式給付規則に従って、役位、業績達成度等に応じて当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」という。)が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であります。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

取締役等に対し給付する当社株式等については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

信託に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い(実務対応報告第30号 2015年3月26日)」に準じて会計処理を行っております。

(2) 信託に残存する自己株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は96百万円、株式数は93,700株であります。

(従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2022年2月4日開催の取締役会決議に基づき、当社グループの社員（以下「社員」という。）に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型社員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)」(以下、「本プラン」という。)を導入しております。

(1) 取引の概要

本プランは、「OCH I ホールディングス社員持株会」(以下、「持株会」という。)に加入する全ての社員を対象とするインセンティブ・プランであります。本プランでは、当社が信託銀行に「OCH I ホールディングス社員持株会専用信託」(以下、「E-Ship信託」という。)を設定し、E-Ship信託は今後5年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式をあらかじめ取得いたします。その後はE-Ship信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行なわれるとともに、信託終了時点でE-Ship信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、E-Ship信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落によりE-Ship信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点においてE-Ship信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当社が当該残債を弁済することになります。

本プランは、社員に対して中長期的な企業価値向上のインセンティブを付与すると同時に、福利厚生を増進策として、持株会の拡充を通じて社員の株式取得および保有を促進することにより社員の財産形成を支援することを狙いとしております。

(2) 信託に残存する自社株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は112百万円、株式数は85,200株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度末98百万円

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産および担保資産に対応する債務

(1) 担保に供している資産

土地	304百万円
建物及び構築物	5百万円
合計	310百万円

(2) 担保資産に対応する債務

1年内返還予定の社債	10百万円
社債	135百万円
合計	145百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

9,692百万円

投資不動産の減価償却累計額

712百万円

3. 顧客との契約から生じた債権の残高および契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形 3,462百万円

売掛金 14,540百万円

契約資産 1,080百万円

4. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高

774百万円

5. 保証債務および受取手形裏書譲渡高

(1) 下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

株ムトウ 30百万円

(2) 受取手形裏書譲渡高 37百万円

6. 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行なわれたものとして処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形を満期日に決済が行なわれたものとして処理しております。

受取手形 602百万円

電子記録債権 160百万円

支払手形 130百万円

電子記録債務 1,526百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日の発行済株式の種類および総数
普通株式 13,610,970株
2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決 議	株式の 種 類	配当金の 総 額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2023年5月25日 取締役会	普通株式	354百万円	27円00銭	2023年3月31日	2023年6月6日
2023年11月6日 取締役会	普通株式	354百万円	27円00銭	2023年9月30日	2023年12月4日

- (注) 1. 2023年5月25日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託(BBT)の信託財産として信託が所有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。また、OCHIホールディングス社員持株会専用信託(E-Ship信託)の信託財産として信託が所有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。
2. 2023年11月6日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託(BBT)の信託財産として信託が所有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。また、OCHIホールディングス社員持株会専用信託(E-Ship信託)の信託財産として信託が所有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の 種 類	配当金の 総 額	配当金 の原資	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2024年5月28日 取締役会	普通株式	354百万円	利益剰余金	27円00銭	2024年 3月31日	2024年 6月4日

- (注) 2024年5月28日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託(BBT)の信託財産として信託が所有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。また、OCHIホールディングス社員持株会専用信託(E-Ship信託)の信託財産として信託が所有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形、売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規則に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式等であり、上場株式等については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）、設備投資資金およびM&A資金（長期）であり、長期借入金の金利変動リスクに対しては金利の固定（主として5年）を実施しております。なお、為替変動リスク等に伴うデリバティブは行なわない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	2,076百万円	2,076百万円	—
資 産 計	2,076百万円	2,076百万円	—
(1) 短期借入金	4,051百万円	4,051百万円	△0百万円
(2) 長期借入金	1,906百万円	1,908百万円	1百万円
負 債 計	5,958百万円	5,959百万円	1百万円

(注) 1. 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

2. 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	33百万円
優先株式	50百万円
組合出資金	31百万円
合 計	115百万円

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表に計上する金融資産および金融負債

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	2,076百万円	—	—	2,076百万円

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
短期借入金	—	4,051百万円	—	4,051百万円
長期借入金	—	1,908百万円	—	1,908百万円

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式等は相場価格を用いて評価しております。上場株式等は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

短期借入金

短期借入金のうち1年以内に返済予定の長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。それ以外の短期借入金の時価については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

- 賃貸等不動産の状況に関する事項
当社および一部の連結子会社では、福岡県その他の地域において、賃貸用オフィスビル、賃貸住宅等（土地を含む。）を所有しております。
- 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額

当連結会計年度末の時価

2,641百万円

3,601百万円

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(収益認識に関する注記)

- 収益の分解情報
財またはサービスの種類に分解した金額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他	連結計算書類計上額
	建材事業	環境アメリ ティ事業	加工事業	エンジニア リング事業	計		
売上高							
商品販売に係る収益	62,089	16,334	13,556	383	92,364	3,139	95,503
工事に係る収益	7,571	1,429	954	7,365	17,320	—	17,320
その他の収益	32	0	—	509	541	—	541
顧客との契約から生じる収益	69,693	17,763	14,510	8,258	110,226	3,139	113,366
外部顧客への売上高	69,693	17,763	14,510	8,258	110,226	3,139	113,366

2. 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期および翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	22,791	21,166
契約資産	613	1,080
契約負債	729	774

契約資産は、主に顧客との建設工事や設置工事契約について期末日時点で完了しているが未請求の工事対価に対する当社および連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社および連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。工事に関する対価は、契約条件に基づき引渡しまたは検収後に請求し、概ね3ヶ月以内に受領しております。

契約負債は、主に工事契約に基づいて、顧客から受け取った手付金等の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、729百万円であります。また、当連結会計年度において、契約資産および契約負債の残高に重要な変動が発生していないため、変動要因の記載を省略しております。

過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社および連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含まれておりません。当連結会計年度末において未充足（または部分的に未充足）の履行義務は1,698百万円であります。主に道路工事・マンション建設等における未充足の履行義務に関するものであり、2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,799円32銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 161円84銭 |

(注) 1. 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託（ＢＢＴ）の信託財産として信託が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度96,086株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当連結会計年度末93,700株であります。

2. 株主資本において自己株式として計上されているＯＣＨＩホールディングス社員持株会専用信託（E-Ship信託）の信託財産として信託が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式数に含めております。

当連結会計年度において1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、103,461株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、85,200株であります。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	884	流 動 負 債	6,622
現金及び預金	188	短期借入金	600
前払費用	1	関係会社短期借入金	5,426
関係会社短期貸付金	460	1年内返済予定長期借入金	520
未収還付法人税等	226	未払金	16
その他の	9	未払費用	3
固 定 資 産	18,597	未払法人税等	1
有形固定資産	2	未払消費税等	18
器具及び備品	2	預り金	8
無形固定資産	17	賞与引当金	21
ソフトウェア	17	その他の	6
投資その他の資産	18,577	固 定 負 債	1,031
投資有価証券	31	長期借入金	928
関係会社株式	18,521	役員株式給付引当金	54
繰延税金資産	17	退職給付引当金	2
その他の	7	その他の	46
		負 債 合 計	7,654
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	11,827
		資本金	400
		資本剰余金	4,311
		その他資本剰余金	4,311
		利益剰余金	7,792
		利益準備金	100
		その他利益剰余金	7,692
		繰越利益剰余金	7,692
		自己株式	△675
		純 資 産 合 計	11,827
資 産 合 計	19,482	負 債 及 び 純 資 産 合 計	19,482

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金	額
営	業	収	益
経	営	指	導
受	取	配	当
		料	金
		697	
		1,915	2,612
営	業	費	用
			728
営	業	利	益
			1,883
営	業	外	収
受	取	利	息
不	動	産	賃
投	資	事	業
受	取	保	証
雑		収	入
		2	
		2	
		4	
		1	
		1	11
営	業	外	費
支	払	利	息
不	動	産	賃
雑		損	失
経	常	利	益
			34
		33	
		0	
		0	
			1,861
特	別	利	益
固	定	資	産
投	資	有	価
		証	券
		売	却
		益	
		15	
		6	22
特	別	損	失
固	定	資	産
		除	却
		損	
		0	0
			1,883
			1,883
		1	
		2	3
			1,879

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 準 備	利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 剰 余 金
2023年4月1日残高	400	4,311	4,311	100	6,521	6,621
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	△709	△709
当期純利益	—	—	—	—	1,879	1,879
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	1,170	1,170
2024年3月31日残高	400	4,311	4,311	100	7,692	7,792

(単位：百万円)

	株 主 資 本		純 資 産 計
	自己株式	株主資本 合 計	
2023年4月1日残高	△737	10,595	10,595
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	—	△709	△709
当期純利益	—	1,879	1,879
自己株式の取得	△0	△0	△0
自己株式の処分	61	61	61
事業年度中の変動額合計	61	1,232	1,232
2024年3月31日残高	△675	11,827	11,827

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法
 - (1) 子会社株式……………移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
投資事業有限責任組合および……………組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
それに類する組合への出資
(金融商品取引法第2条第2項に
より有価証券とみなされるもの)
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産……………定率法
(リース資産を除く) 主な耐用年数
器具及び備品 2～10年
 - (2) 無形固定資産……………定額法
(リース資産を除く) なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (2) 役員株式給付引当金……………役員株式給付規則に基づく当社の取締役等への当社株式の給付に備えるため、事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。
4. 収益および費用の計上基準
当社の収益は、子会社からの経営指導料および受取配当金となります。経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益および費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

(追加情報)

- (取締役等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)
(従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引)
詳細は「連結計算書類 連結注記表 (追加情報)」に記載のとおりであります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	12百万円
2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
短期金銭債権	466百万円
短期金銭債務	5,431百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引	
営業取引による取引高	
営業収益	2,612百万円
営業費用	1百万円
営業取引以外の取引高	30百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数	
普通株式	653,086株

(注) 当事業年度末の自己株式は、株式給付信託（ＢＢＴ）の信託財産として信託が所有する当社株式93,700株、およびＯＣＨＩホールディングス社員持株会専用信託（E-Ship信託）の信託財産として信託が所有する当社株式85,200株が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
賞与引当金	6百万円
減価償却超過額	2百万円
役員株式給付引当金	16百万円
その他	18百万円
繰延税金資産小計	44百万円
評価性引当額	△20百万円
繰延税金資産合計	23百万円
繰延税金負債	
その他	△6百万円
繰延税金負債合計	△6百万円
繰延税金資産純額	17百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
				経営指導業務の受託 (注) 1	479	—	—
子会社	越智産業(株)	所有直接 100%	経営指導業務の受託 資金の借入 役員の内任	資金の借入	1,650	関係会社 短期借入金	2,600
				資金の返済	2,600		
				利息の支払 (注) 2	13		
子会社	(株) トーソー	所有間接 100%	資金の借入 役員の内任	資金の借入	50	関係会社 短期借入金	500
				利息の支払 (注) 2	2		
子会社	(株) 松井	所有直接 100%	資金の借入 役員の内任	資金の借入	100	関係会社 短期借入金	586
				資金の返済	40		
				利息の支払 (注) 2	2		
子会社	太陽産業(株)	所有直接 100%	資金の借入 役員の内任	資金の借入	100	関係会社 短期借入金	350
				利息の支払 (注) 2	1		
子会社	愛媛プレカット(株)	所有直接 100%	資金の貸付 役員の内任	利息の受取 (注) 2	1	関係会社 短期貸付金	200
子会社	(株) アイエムテック	所有直接 100%	資金の借入 役員の内任	利息の支払 (注) 2	1	関係会社 短期借入金	300
子会社	長豊建設(株)	所有直接 100%	資金の借入 役員の内任	資金の借入	2,370	関係会社 短期借入金	570
				資金の返済	2,050		
				利息の支払 (注) 2	3		

属 性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	芳賀屋建設(株)	所有直接 100%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 利息の支払 (注) 2	200 0	関係会社 短期借入金	200

(注) 1. 経営指導業務の受託の対価については、双方協議のうえ合理的に決定しております。
2. 市場金利を勘案した利率を合理的に決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 912円80銭
2. 1株当たり当期純利益 145円29銭

(注) 1. 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託(BBT)の信託財産として信託が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式数に含めております。

当事業年度において1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、96,086株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、93,700株であります。

2. 株主資本において自己株式として計上されているOCHIホールディングス社員持株会専用信託(E-Ship信託)の信託財産として信託が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式数に含めております。

当事業年度において1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、103,461株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、85,200株であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

○ＣＨＩホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮本 義三
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 廣住 成洋
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、○ＣＨＩホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、○ＣＨＩホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

○ＣＨＩホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮本 義三
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 廣住 成洋
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、○ＣＨＩホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、オンライン形式による手段も活用しながら、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月16日

○ C H I ホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	松本英治	㊞
監査等委員	久留和夫	㊞
監査等委員	瀨田弥亜	㊞
監査等委員	山本智子	㊞

(注) 監査等委員松本英治、久留和夫、瀨田弥亜、山本智子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 グランド ハイアット 福岡
 3階 ザ・グランド・ボールルーム
 福岡市博多区住吉一丁目2番82号
 電話番号 092-282-1234



- 地下鉄櫛田神社前駅…徒歩3分
- 福岡空港……………車で約15分
- 西鉄福岡(天神)駅…徒歩約15分
- 地下鉄中洲川端駅……徒歩約10分
- JR博多駅……………徒歩約10分

